**主** 文

- 1 被告が平成10年12月18日付けでした原告の平成6年10月1日から平成7年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち納付すべき税額2億64 94万2300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

- (1) 主文1項同旨
- (2) 主文2項同旨
- (3) (2)項につき仮執行宣言

2 被告

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、原告が100パーセント出資してオランダに設立した外国子会社である OBUNSHA ATLANTIC B.V.(以下「アトランティック社」とい う。)の株主総会において、新たに発行する新株全部を原告の外国における関連会 社であるASUKA FUND B. V. (現商号はCULTURE 。以下「アスカファンド社」という。)に NICATION FUND B. V. 箸しく有利な価額で割り当てる決議を行い、原告が保有していたアトランティック 社株式の資産価値を何らの対価も得ずにアスカファンド社に移転させたとして、被 告が、その移転した資産価値相当額をアスカファンド社に対する寄附金と認定し、 原告の平成6年10月1日から平成7年9月30日までの事業年度(以下「平成7 年9月期」という。)の法人税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び 過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)をしたとこ ろ、原告が、本件更正処分のうち納付すべき税額2億6494万2300円を超え る部分及び本件賦課決定処分はいずれも違法であるとしてその取消しを求めている 事案である。

## 1 法令の定め

(1) 法人資産の無償譲渡に係る収益の益金算入

法人税法(以下「法」という。)22条1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と定めるところ、同条2項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定し、法人の無償による資産

の譲渡によって利益が実現したと認められる場合には、その収益が益金に算入されることを定めている。

(2) 寄附金課税制度

法22条3項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の 損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とす る。」とし、その1号において「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原 価その他これらに準ずる原価の額」を、2号において「前号に掲げるもののほか、 当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(括弧内省略)の額」を、3号に おいて「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」をそれぞれ 損金の額に算入すべきこととしている。

そして、法37条1項は、「内国法人が、各事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理(利益積立金額をその支出した寄附金に充てる経理を含む。)をときは、第3項各号(括弧内省略)に規定する寄附金の額を除き、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と定め、同条2項は、「内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額で前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。以下省略)の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(括弧内省略)を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定し、法人の金

銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与の金額(同条6項)が所定 の損金算入限度額を超える場合には、その損金算入を否認するという寄附金課税制 度を定めている。

公正処理基準 (3)

法22条4項は、法人の収益・費用等の額の計算につき、「第2項に規定する当 該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会 計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定している。

同族会社の行為又は計算の否認

法132条は、「税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定 をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税 の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又 は計算にかかわら

ず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。」とし、その1号において「内国法人である同族会社」を同規定適用の対象としており、法2条10号は、同族会社の意義を「株主等の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人教育などもなった。 び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数 又は出資金額の100分の50以上に相当する会社をいう。」としている。

前提事実(括弧内に証拠を掲げた事実のほかは、当事者間に争いのない事実で ある。)

(1) 原告は、財団法人センチュリー文化財団(以下「センチュリー文化財団」 という。)及び財団法人日本英語協会等を主要株主とする法2条10号所定の同族 会社に該当する法人である。

原告は、平成3年9月4日、次のアの現物出資及びイの現金出資により オランダに原告の100パーセント出資の子会社としてアトランティック社を設立

- した。 ア 現物出資 15億4400万円 ヘアポロ 地洋株式会社(以 全国朝日放送株式会社(以下「テレビ朝日」という。)株式 3559株(受入価額11億0500万円)
- 株式会社文化放送(以下「文化放送」という。)株式 **(1)** 15万株(受入価額4億3900万円)

現金出資 1億0600万円

上記出資総額は16億5000万円に対し、発行された株式は、額面金額1株当 たり1000オランダギルダー(以下「ギルダー」という。)の株式が200株で あり、同額面金額合計20万ギルダー(1ギルダーを75円として1500万円) を超える出資額は、アトランティック社において全額資本準備金として処理され *t*=,0

- (3)原告は、法51条(ただし、平成10年法律第24号による改正(以下 「平成10年改正」という。)前のもの。外国子会社設立の際の現物出資についても、いわゆる圧縮記帳による課税の繰延べを認めていた。)に基づき、上記(2) アの現物出資につき、帳簿価額により出資したものとして、発行された株式の額面
- を超える部分の出資金額を圧縮記帳した。 (4) センチュリー文化財団は、平成7年2月13日、オランダにアスカファン ド社を設立し、同財団はアスカファンド社が発行する株式の全部を保有していた。 また、センチュリー文化財団は、平成7年2月15日当時、原告の発行済株式の うち25万0880株を保有する

筆頭株主(保有割合49.6パーセント)であり、原告の取締役相談役aは、同財 団の理事長、アトランティック社の代表取締役及びアスカファンド社の取締役を兼 ねており、原告の代表取締役であったらが同財団の評議委員、アトランティック社 の代表取締役及びアスカファンド社の取締役を兼ねていた。

(5) 原告は、平成7年2月13日のアトランティック社の株主総会において、アトランティック社が新たに1株当たりの額面金額1000ギルダーの新株3000株(以下「本件増資新株」という。)を発行し、その全部を、額面金額合計300株が、100円である。 0万ギルダーに3万0303ギルダーを加えた303万0303ギルダー(1株当 たり1010. 1ギルダー)でアスカファンド社に割り当てる旨の決議をした(以 下「本件決議」といい、本件決議に係る増資を「本件増資」という。)

当時、アトランティック社の定款4条3項は、株式の発行及び株式取得権の授与 に関して株主は優先権を持たないことを規定し、また、同条1項は、株主総会が株 式の発行価格と発行条件を定めることを規定していた。また、同定款には、アトランティック社が発行する株式の中に異なる種類のものがあることは定められておらず、株主は、1株につき1票の議決権を有しており、株主総会決議は、全議決権の絶対過半数で成立するとされていた(乙15)。

(6) アスカファンド社は、平成7年2月15日、上記303万0303ギルダーの増資払込をし、アトランティック社は、増資株式全部をアスカファンド社に割り当て、同年4月20日、増資の登記手続をし、上記払込金額のうち発行した株式の額面金額合計300万ギルダーを超える3万0303ギルダーを資本準備金として処理した。

これにより、原告のアトランティック社株式の保有割合は、従前の100パーセントから6.25パーセントとなり、アスカフアンド社が93.75パーセントの割合でアトランティック社の株式を保有することとなった。

(7) アトランティック社は、平成9年8月18日、株主総会決議により定款を変更し(以下「本件定款変更」という。)、種類株(以下「B株」といい、本件定款変更前の定款上の普通株を「A株」という。)についての定めを設けた。B株は、残余財産分配請求権がA株に優先するが、その額が額面額に限定される点がA株と異なっていた。

本件定款変更においては、株主総会決議は有効投票の9 5パーセント以上をもって成立することに変更された(甲3)

(8) 原告は、被告に対し、平成7年12月27日、平成7年9月期の法人税について、所得金額を0円、納付すべき税額を2億6494万2300円とする確定申告をし、同年11月30日に同申告に係る法人税額を納付した。

ア 課税所得金額

申告所得金額〇円(①)に対し

加算分 ② 有価証券に係る利益の計上もれ

255億7926万6285円

- ③ 寄附金の損金不算入額
  - 252億5952万5456円
- ④ 加算金額合計(②+③)

508億3879万1741円

減算分 ⑤ 寄附金として損金に算入すべき金額

255億7926万6285円

⑥ 繰越欠損金の当期控除額

3億0632万1105円

⑦ 減算金額合計(⑤+⑥)

258億8558万7390円

差引所得金額(①+④-⑦)

## 249億5320万4351円

イ 納付すべき法人税額

(ア) 上記アの課税所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により100円未満の端数切捨て後のもの。)に、法66条(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に規定する税率を乗じて算出した金額

93億5745万1500円

(イ) 原告が被告に提出した平成7年9月期の法人税の確定申告書に記載した納付すべき法人税額

2億6494万2300円

(内訳は、課税土地譲渡利益金額に対する税額2億9970万円から控除所得税額3475万7636円を差し引いた金額。ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数切捨て後のもの。)

(ウ) 納付すべき法人税額((ア)+(イ))

96億2239万3800円

(10) 原告は、国税不服審判所長に対し、平成11年2月5日、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として審査請求を行ったが、これに対する裁決は同日から3か月を経過してもされなかった。

3 争点及び争点についての各当事者の主張

本件の争点は、本件更正処分及び本件賦課決定処分の適法性であり、被告は、本件更正処分の適法性の根拠として、主位的に法22条2項の適用を、予備的に法132条1項1号の適用を主張し、原告は、同主位的主張が時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきである旨を主張するほか、被告の主位的主張及び予備的主張のいずれも争い、さらに、仮に被告の上記主張のいずれかが認められる場合につき、被告の主張する課税標準の基礎となる株式の資産価値評価を争い、かつ、本件賦課決定処分については原告には国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があったと主張している。これらの点に関する各当事者の主張は別紙のとおりである。第3 争点に対する判断

1 争点(1)(被告の主位的主張が時機に遅れたものとして却下されるべきか否か)について

(1) 一般に、民事訴訟における攻撃防御方法については、法律上の陳述であっても、同陳述に対する相手方当事者の防御等のために、同陳述がなければ弁論を終結できたであろう時機を超えて審理を続けざるを得なくなり、訴訟の完結を遅延させることとなると認められることもあり得ることであるから、民事訴訟法157条1項の定める「

攻撃又は防御の方法」に本来的に法律上の陳述を含まないと解することはできない。

しかしながら、被告の同主張は、同年3月19日の本件第4回口頭弁論期日における当裁判所の被告に対する求釈明を契機として主張されたものであること、張の基礎となる事実関係については従前被告が主張していた法132条の適用に関する主張に包含されるものであって、法律構成に関する新たな主張があるととである。と、これに対して原告が速やかに対応したことによっても、あるものではなかったこと、これに対して原告が速やかに対応したことによってれた、本件第6回口頭弁論期日において本件の弁論が終結されており、原告代理人ららな、本件第6回口頭弁論期日において本件の弁論が終結されており、原告代理人ららなかったことの各事実も当裁判所に顕著な事実であり、これらの事情にかんがみれば、被告の主位的主張については、民事訴訟法157条1項が時機に遅れた攻撃防御方法の却下の要件として定める「これにより訴訟

の完結を遅延させることとなる」ものとは認められないというべきである。

(3) したがって、被告の主位的主張が民事訴訟法157条1項により却下されるべきである旨の原告の主張には理由がなく、次項において同主張に基づく争点について検討する。

2 争点(2)(法22条2項の適用)について

(1) 被告の主位的主張は、本件増資の実行により、原告の保有するアトランティック社株式の資産価値がアスカファンド社に移転したことを前提とするものであるから、まず、本件増資の行われた法形式について検討するに、本件増資は、アトランティック社の定款の定めに従って、株主総会決議である本件決議により決定されたものである。本件決議の当時、アトランティック社の定款4条1項は、株主総会が株式の発行価格と発行条件を定めることを規定しており、したがって、新株の発行については株主総会に決定権限があったものということができ、また、株主は、1株につき1票の議決権を有していて、株主総会決議は、全議決権の絶対過半数で成立するとされていた(同定款15条)ことから、原告は、アトランティック社の全株式を有する株主として本件決議に賛成し、その結果、本件決議が成立したとが認められる。

しかし、本件決議はアトランティック社の機関である同社の株主総会が内部的な意思決定としてしたものにほかならず、その段階では未だ増資の効果は生じればいのであって、アスカファンド社が本件増資により資産価値を取得したとせれば、それは、法形式においては、アトランティック社の執行機関が本件決議を受けた為として増資を実行し、アスカファンド社が新株の引受人ティック社が新株の打造によるものである。そうすると、本件増資は、アトランティック社にある本件増資の実行という行為という行為により構成されており、本件増資の差による本件増資による株の払込をするという行為により、本件増資のをという行為により、本件増資のをとなったでは、アスカファンド社の払込を受けたアトランティック社と有利にほかないが、本件増資をして新株の払込を受けたアトランド社の間の行為にほかないが、まないではアスカファンド社に対して何らの行為もしていないというほかない。このことは

、被告自ら、本件決議が原告からアスカファンド社への経済的利益の移転の原因行為であるとしつつも、同行為だけでは同利益の移転に至らないことから、同利益の移転時期をアトランティック社からアスカファンド社への割当時若しくは遅くともアスカファンド社からアトランティック社への払込時とする不確定な主張をせざるを得なくなっていることからも裏付けられるのであり、このような事態は、被告が本件決議を上記利益移転の原因行為としてとらえること自体に無理があることを示すものである。

(2) 被告は、最高裁昭和41年判決を引用し、同判決は、含み益部分が株式から切り離されて譲渡されたときに、その部分が相当対価によって実現したものとして益金を構成し、この場合における旧株主から新株主への経済的利益の譲渡は、増資会社に対する指名権の行使という態様によっても可能であることを明らかにしたものであるとした上で、本件において、原告は、アトランティック社に対する指名権の行使と同視することもできる本件決議という態様によって、アスカファンド社への第三者に対する新株の有利発行を行わせたのであるから、旧株主である原告から新株主であるアスカファンド社への新株プレミアム相当の経済的利益の譲渡(無償取引)があったというべきである旨主張する。

しかしながら、最高裁昭和41年判決の事案は、納税者が株式を有していた3つの会社からそれぞれ増資の決議により新株引受権を与えられ、このうち2社分については新株引受権付きの旧株式を自己の取締役に信託的に譲渡し、他の1社分についてはプレミアムが少ないため、均当該失権株について縁故割当をしたいたら当該失権株について縁故割当を指名したいとの申出があったため、やはり自己の取締役を指名したいきいうものであり、同判決がいずれの場合にも当該納税者には新株とというものであり、同判決は、原判決がいずれの場合にも当該納税者に移転したというものであると認定したことを前提とし、その利益は、先の2社分につは増資会社ができると認定したことを前提とし、その利益は、先の2社分にては増資会社がの日株式の値上がり部分そのものであって、後の1社分については増資付ないと判示しているのである。すなわち、同判決は、いったの日株主に新株引受権が

付与されることによ

り旧株式が具体的に増価し、それが払込期限の徒過により消滅したかにみえたにもかかわらず、増資会社からの縁故割当のための第三者指名権の付与により復活し、その復活した増価分を指名権の行使により譲渡したとみているのであり、当該指名行為を、いまだ新株引受権が有効に付着している状態の旧株式を譲渡したのと同視したに等しいのである。

以上によると、最高裁昭和41年判決は、本件と事案を異にするものであり、その判示は本件には当てはまらないものというべきである。

(3) また、被告の主張は、最高裁昭和41年判決の事案のようにいったん旧株主に株式の割当に関する経済的利益が帰属し、その上で旧株主と新株主との間の行為により旧株主の有する株式の含み益が具体化した場合に限定せずに、旧株主がその有する株式の含み益を喪失し、それに相当する利益を新株発行を受けた新株主が取得した場合に、これを株主間の無償取

引による利益の移転ととらえるに等しいのであって、そうであるとすると、そうした利益の移転は、旧株主と新株発行をした会社が親会社・子会社の関係にあるか否かを問わずに起こり得ることとなってしまう。

(4) なお、被告の主位的主張は、同主張だけを捉えると、本件事案において法人格の否認の法理を適用し、原告とアトランティック社とが別個の法人格であることを否認した上で、本件増資によりアスカファンド社が資産価値を取得するにつき、原告と同一法人格であるアトランティック社がアスカファンド社に要求してしかるべき対価を要求しなかったとして、これが無償取引に係る収益に当たる旨を主張するものと解する余地があるようにみえないでもない。

そこで、当裁判所は、このような問題意識の下に別紙(2)(被告の主張)ア

(エ)のとおり釈明を求めたところ、当裁判所の意図 はその際に用いた文言からして容易に理解できるものと考えられるにもかかわら ず、被告は、法人格否認の主張をせず、一般論として、「新株の有利発行による旧 株式の価値の新株式への移転は、増資会社の増資行為によって生じるものである (中略) 法人税法上、その移転は、株主相互における経済的利益の移転と観念 される。そして、この移転を決するのが株主総会なのであるから、株主総会決議を もって経済的利益の移転の原因行為ということができる。このことは(最高裁昭 和) 41年判決からも明らかである。すなわち、(最高裁昭和) 41年判決の事案 においても、利益の移転は、増資会社の新株発行により初めて生じるのであるが、 同判決は、指名権行使による経済的利益の移転を認めている。この指名権行使も、 株主総会決議と同様に、法形式上は、増資会社が指名を受けた者に新株を発行する ことを承諾する行為ということができるからである。」と明示的に主張している。 これは、親会社がその意思のとおりに子会社の株主総会において決議ができる場合 でありさえすれば、子会社と親会社に別個の法人格があることを否定すべき場合で なくとも、第三者に対する新株の有利発行による場合に親会社から当該第三者に対 する経済的利益の無償供与がされることを一般的に肯定するものにほかならず、か つ、被告は、本件の事実関係の下で法人格否認の法理の適用を主張して本件の具体 的な事実が同法理適用の要件を満たしている旨の指摘もしていないから、本件事案 における原告とアトランティック社との関係について被告が上記のような法人格否 認の法理の適用を前提として主張しているものと解することはできない。 (5) 以上によれば、実質的にみて原告の保有するアトランティック社株式の資

産価値がアスカファンド社に移転したとしても、それが原告の行為によるものとは 認められないから、同資産価値の移転が原告の行為によることを前提としてこれに 法22条2項を適用すべきである旨の被告の主位的主張には理由がない。

争点(3) (法132条の適用について) について

本件更正処分の理由として法132条を適用すべき旨の被告の主張は、原 告自らの行為によりその保有するアトランティック社株式の資産価値がアスカファ つりている。ことのは、原告のは、原告のは、原告のは、原告のによりでのは、原告のによりとするものである。しかしながら、原告の保有するアトランティック社株式の資産価値がアスカファンド社に移転したことが、原告自らの行為によるものとは認められないことは、上記2に判示のと

おりである。従って、被告の同主張については、その余の点について判断するまで もなく理由がないことは明らかである。

また、被告は、同族会社の行為計算の否認に関して、 「無償で自己の資産 の減少となる本件決議を行い、対価を受領等しなかった原告の行為」が不自然、不 合理な行為形態であるとして否認し、「アスカファンド社から少なくとも滅失価値 相当額に見合う対価を受領するか、アスカファンド社に増資対価を払い込ませる」 のが普通採ったであろう行為計算であると認めて法人税を課したと主張する。

確かに、被告が「普通採ったであろう行為計算」として主張する行為計算のう ち、原告がアスカファンド社から直接に滅失価値相当額に見合う対価を受領すると の行為形態を選択していたならば、その対価は原告の益金となり法人税が課税され るのであるから、現に行われた行為形態は、これに比べて原告の法人税を減少させ るものと評価することが可能である。

しかしながら、被告主張の「普通採ったであろう行為計算」のうちの他方の行為、すなわち、原告が株主総会においてアスカファンド社に増資対価相当額を払い込ませる行為計算を選択した場合の課税関係を検討すると、この場合はアトランテ ィック社に発行される新株の実質的価値に見合う価額が払い込まれているのである から、原告については形式及び実質の両面において資産の増減がないし、アスカフ アンド社も支払った対価に見合う価値の新株を取得した以上は従前有していた何ら かの資産が新株に形を変えたにすぎず、その資産に増減はないから、両者ともに益金は生じず法人税が課されることはない。アトランティック社については増資によって資産が増加しているが、これは資本等取引に基づくものであるから益金には当 たらず(法22条2項)、やはり法人税は課されない。このように原告にはもとも と法人税が課されないのであるから、他にいかなる行為計算を採るかにかかわらず、法人税の負担を不当に減少させる余地はない。また、アトランティック社及び アスカファンド社についてみると、現にされた行為では、 アトランティック社につ いてはその資産の増減が資本等取引に基づくものとして課税されないことに変わり はないものの、ア

スカファンド社については、被告の主張を前提とすると、本来多額の価値のある新株を極めて低廉な価格で取得したのであるから、その差額は益金となり、仮に同社が内国法人であれば当然に法人税が課されるにもかかわらず、同社が外国法人を通るために我が国の課税権が及ばないにすぎない。すなわち、原告を含めた3社を通じてみると、むしろ、現にされた行為の方が法人税の負担を増加する可能性があったとさえいえるのである。このように現にされた行為は、普通採ったであろう行為計算のうちのひとつと比較した場合において、何ら法人税を減少させるものであるいのであるから、他に想定される普通採ったであろう行為計算との比較いかんにかかわらず、これを容認したとしても法人税の負担を不当に減少させる結果となるとは認め難く、法132条適用の前提条件を欠くものである。

(1) 以上によれば、本件更正処分に関する被告の主位的主張及び予備的主張はいずれも理由がなく、その余の点について判断するまでもなく本件更正処分は違法なものといわざるを得ず、したがって、本件賦課決定処分も違法なものである。

得ないものとして放置していたといわざるを得ないのであるから、結局、本件のような事態の起こることは、当時の法人税法上やむを得なかったと考えられるのである。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、仮執行の宣言を付することは相当でないからこれを付さないこととし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおより判決する。 るとは、第一次では、主文のとおいては、自当なが、原告は、準備書面として提出済みの文書証を提出の分のも、本代の当該文献の写しなどを中心として、原告の主張内容を前提として、原告の当該文献の写しなどを中心として、原告の主張内容を前提としても、自用又は提出することが必要であったか否かに疑問がないものも少ない。したの書記料を被告に負担させることには疑問がないものには不必要があり、名には本件訴訟には本件の関係でいるのとのである。 となどにのような本件のおいるに表表のよいのであるに、本件のな検討もせずに処分を行ったと評価されてもやむを得ないのであるに、十分な検討もせずに処分を行ったと評価されてもやむを得ないのであるに、十分な検討もせずに処分を行ったと評価されてものというべきものであることとにかんがみ、特にこれらの書記料もで被告に表した次第である。

東京地方裁判所民事第3部 裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 村田斉志 裁判官 日暮直子